第三十条　特許法第六十七条の七第三項の延長登録をするときは、表示部に延長登録出願の年月日、延長登録出願の番号、査定又は審決があつた旨及びその年月日、延長の期間並びに特許法第六十七条第四項の政令で定める処分の内容を記録しなければならない。

（工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第七号イ中「特許法第六十七条の三第一項の規定による」を「特許権の存続期間の延長登録の出願について」に改め、同号ロ中「特許法第六十七条の三第二項の規定による」を「特許権の存続期間の」に改める。

第四十一条の五第一項第一号中「特許法第六十七条第二項の規定」を「特許権の存続期間の延長登録」に改める。

様式第六の備考8中「特許出願、意匠登録出願」を「特許出願、特許権の存続期間の延長登録の出願、意匠登録出願」に改める。

附　則

この省令は、環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律の施行の日から施行する。